



2020年5月29日

ファイナンシャル・アドバイザー協会

協会会員の加入状況および今年度の事業計画などのお知らせ  
～金融商品仲介業者など、全45社が参加～

【 質疑応答（骨子） 】

【正会員の数値目標について】

Q：正会員について、所属 IFA の数や預かり資産残高などをどの程度まで増やすといった数値目標はあるか。

A：現時点で、具体的な数値目標は設定していない。より多くの顧客本位の業務運営に取り組む金融商品仲介業者の方々の入会を期待しているところ。

【日本の IFA 業界の課題認識について】

Q：現状の日本における IFA 業界について、どのような課題認識を持っているか。

A：日本においても、個々人の資産運用についてのアドバイスニーズはあるものの、（それに応える動きは）欧米に比べ、日本は出遅れていると感じている。また、（日本において）IFA の認知度が低いことを課題と認識しており、それを高めるべく、当協会を立ち上げた次第。

【正会員の手数料体系について】

Q：海外では、アドバイザーが受け取る手数料は、顧客との利益相反を意識して、コミッションベースからフィーベースへのシフトが進んでいる。一方、日本では、コミッションベースを中心とした金融商品仲介業者が多く、利益相反を抱えやすい構造となっている。こうした中、当協会の正会員の受取手数料は顧客が信頼できる基準になっていると考えてよいか。

A：（手数料体系による）利益相反の部分は重要と考えており、きちんと「見える化」していくことが大切であると認識している。（正会員の）審査においては、定量・定性調査や代表者面談により、（受取手数料の状況や）コンプライアンス体制などを確認することとしている。また、正会員になった後も、協会が営業実態をモニタリングし、過度な回転売買などを行っていないか、真に顧客本位の業務運営を行っているか、確認していく予定。

さらに、欧米のように、フィーベースの手数料体系を目指すということを倫理綱領にも掲げている。利益相反を100%無くすというのは難しいと思う中、顧客に対し、どの程度手数料を取っているのか、きちんと明確に「見える

化」し、顧客の納得を得ることを第一歩（の対応）としていくのが現実的かと思っている。コミッションを受領しても、それに見合ったサービスを提供する限りは、顧客の納得を得られるのではないかと考えている。

協会では、正会員が「見える化」を進めているか、適切な手数料体系となっているか等をモニタリングしていきたいと考えている。

### 【正会員の審査について】

Q：現時点の正会員は15社とのことだが、申請者はどの程度いたのか。

A：個社の審査に係ることについては、回答は控えさせて頂くが、申請者全員が加入することになったわけではない。

Q：当初正会員が15社ということについて、どのように感じているか（少ないとの印象か）。

A：あまり協会のPRをしてこなかった中で、15社に集まって頂いたことで、それなりのスタートが切れたと感じている。協会の活動が本格化するまで、加入を見合わせている金融商品仲介業者もいるのではないかと考えており、本日より公開するホームページなどを通し、協会の活動を具体的に理解してもらうことで、会員数も増えてくるものと期待している。

Q：（1月の）金融商品仲介業者の説明会では、正会員の審査にあたり、資産収益率は2%を目途としているとのことであったが、この15社は、この率に収まっていると理解して良いか。

A：基本的に当該数値に収まっていると理解して頂いて良い。ただし、個社の数字がどの程度であったかについては、審査委員だけが把握し、同業の金融商品仲介業者の代表取締役が複数含まれる理事会に対しては、情報が届かない仕組みとなっている。なお、審査委員からは、全体の平均では資産収益率は2%程度に収まっていた、あるいは、数字が突出した販売員はあまりいなかったといったコメントを得ている。

### 【問題を起こした正会員への対応について】

Q：協会の懲戒規程によると、問題を起こした会員に対しては、除名を行うこともあるとなっているが、顧客保護の観点より、名前を公表することも検討して良いのではないか。

A：現時点では、問題を起こした会員を公表することまでは考えていない。なお、協会の会員紹介ページを随時確認していれば、どこが除名処分となったか把握することは可能。まずは、顧客本位の業務運営に取り組む金融商品仲介業者を1社でも多く会員として迎え入れ、モニタリング体制を構築することが肝要。その中で、処分の公表の要否について検討していきたいが、将来的には、公表することもあり得ると思っている。

### 【手数料などの「見える化」について】

Q：先ほど「見える化」の話があったが、例えば、各正会員のホームページなどで、（コミッションやフィーといった）手数料体系や取扱商品などについて、共通フォーマットを使って開示し、顧客が容易に比較検討できるような形にすることも考えているか。

A：正会員が遵守する旨誓約している倫理綱領に「合理的かつ明確な手数料体系」や「わかりやすい情報開示」を謳っているところであり、今後、正会員に対

し、「この程度までは共通に開示していくようにしませんか」と促していくようにしたいと考えている。現在、金融審議会の市場ワーキング・グループで「共通フォーマット」の導入が検討されているが、協会としては、そうした動きを先行して取り入れていきたいと考えている。